「山口県地球温暖化対策実行計画」の改定について

1 国の動向

平成20年6月「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正(都道府県等に策定義務付け) 平成25年11月「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく当面の温室効果ガス削減目標を決定(2020年度に2005年度比▲ 3.8%)

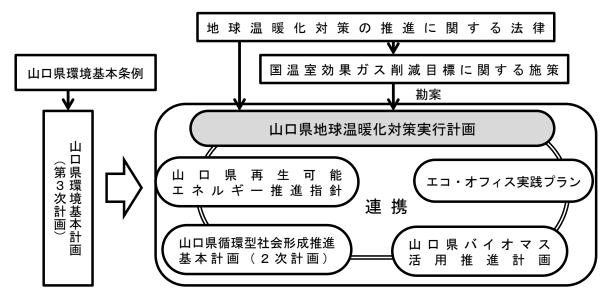
平成26年4月 エネルギー基本計画改定

2 地球温暖化対策実行計画の位置付け

地域の社会的・自然的条件に応じた地球温暖化対策の実行計画

◆根 拠:地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項

◆計画期間:2014年度(平成26年度)から2020年度(平成32年度)まで



3 改定の基本的な視点

○社会情勢の変化を踏まえた地球温暖化対策の推進

国において決定された、「2020年度の当面の温室効果ガス削減目標」や「エネルギー基本計画」等を踏まえた対策の推進

○地球温暖化対策県民運動の継続・強化

第3次山口県環境基本計画や関連指針・計画と連携した地球温暖化対策県民運動の 取組の継続・強化